

諮問日：令和3年9月22日（令和3年度（最情）諮問第33号）

答申日：令和4年2月24日（令和3年度（最情）答申第50号）

件名：弁理士の懲戒処分に関する文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「弁理士の懲戒処分に関する文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事実の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年8月19日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

訴訟代理権を有する弁理士の懲戒処分に関する文書が何もないとは考えにくい。例えば、特許庁からの通知文書が考えられる。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 弁理士に対する懲戒処分は経済産業大臣が行うところ（弁理士法32条）、弁理士に対する懲戒処分があった場合に経済産業大臣から裁判所へ通知する旨の規定はなく、また、裁判所と経済産業省（あるいは特許庁）との間で懲戒処分に関して通知する旨の取決めも存在しない。この点、苦情申出人は、訴訟代理権を有する弁理士の懲戒処分について文書がないとは考えにくい旨主張するが、懲戒処分があった場合は官報による公告（弁理士法36条）がされており、裁判所に対する通知がないことが不自然とはいえない。

- 2 なお、経済産業大臣による「懲戒処分」以外に、日本弁理士会の会則に基づく同会の会長による「処分」も存在するところ、当該処分についても、裁判所に通知する旨の規定はなく、また、裁判所と同会との間の取決めも存在しない。
- 3 もっとも、外部機関からの通知書以外に、事務の便宜のために組織共用性のある文書として弁理士の懲戒処分に関する文書が作成されている可能性もあることから、最高裁判所内において探索したが、該当する司法行政文書は存在しなかった。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年9月22日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和4年1月21日 審議
- ④ 同年2月18日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 弁理士に対する懲戒処分は経済産業大臣が行うと規定されているが（弁理士法32条）、弁理士に対する懲戒処分があった場合に経済産業大臣から裁判所へ通知する旨の規定はない。当委員会庶務を通じて確認したところ、裁判所と経済産業省（あるいは特許庁）との間で懲戒処分に関して通知する旨の取決めは存在しないこと、日本弁理士会の会則に基づく同会の会長による「処分」についても、同会則に裁判所に通知する旨の規定は見当たらないこと、裁判所と日本弁理士会との間でも同会則に基づく同会の会長による「処分」に関して通知する旨の取決めは存在しないことが認められた。このほか、経済産業大臣による懲戒処分があった場合は官報により公告されていること（弁理士法36条）も踏まえれば、弁理士の懲戒処分に関する文書を作成し、又は取得していないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることを

うかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    門   口   正   人

委                    員                    長   戸   雅   子